

公 示

令和7年度第2回動力車操縦者試験の施行について	… 2
乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について	… 5
道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について	… 7
指定自動車整備事業者の行政処分について	… 8
自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者の行政処分について	… 9
自動車特定整備事業者の行政処分について	… 10

公示

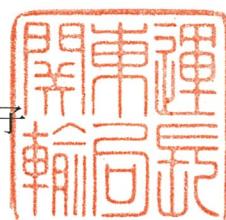
令和7年度第2回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号。以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和7年度第2回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和7年12月25日

関東運輸局長

藤田礼子



記

1. 試験を行う運転免許の種類

(1) 身体検査、適性検査及び筆記試験

甲種蒸気機関車運転免許、甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
乙種電気車運転免許

(2) 技能試験

甲種蒸気機関車運転免許、甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
乙種電気車運転免許

2. 試験の施行及び期日

(1) 身体検査

省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。

なお、次の筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行ふ。

(2) 筆記試験

令和8年3月5日（木） 9時45分から

(3) 適性検査

令和8年3月5日（木） 13時40分から

(4) 技能試験

技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対して行い、期日については、受験者が所属する事業者を通じて通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、受験者が所属する事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にあっては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許の申請

(1) 申請書類

ア. 省令第5条第3項に定める第1号の2様式による申請書1通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）1通

ウ. 申請前6か月以内に撮影した申請者の写真2枚

（注）写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類の受付期間

令和7年12月26日（金）～令和8年2月3日（火）

月～金（祝日及び年末年始を除く）9：30～18：15

(3) 申請書類の提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 17階

電話番号 045-211-7240

6. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格基準は、クレペリン検査については曲線類型 a、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'f のいずれかであることとし、反応速度検査については正答数の評点3以上かつ誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

7. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類の技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

8. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、納付すること。
収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

9. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して連絡することにより行う。

10. 試験に関する問い合わせ先

関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝日及び年末年始を除く） 9：30～18：15

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月8日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A10
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和7年11月26日
 - ② 申請者：神奈川中央交通株式会社（神奈川県平塚市八重咲町6番18号）
 - ③ 適用路線：横浜市内均一運賃の一般路線バス全線
 - ④ 平均改定率：16.2%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請（上限）	現行	申請（上限）
現金・IC	現金・IC		
220	270	9,820	12,060

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月8日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A11
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和7年12月8日
 - ② 申請者：大新東株式会社（東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3）
 - ③ 適用路線：横浜市内均一運賃の一般路線バス全線
 - ④ 平均改定率：8.9%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請（上限）	現行	申請（上限）
現金・IC	現金・IC		
180	200	8,100	9,000

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホンダクリオ上尾

代表取締役 遠藤 光博

埼玉県桶川市大字坂田1633番地の1

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社ホンダクリオ上尾 伊奈店

埼玉県北足立郡伊奈町栄3丁目121番1号

認証番号 第4-3882号

指定番号 関東指第4-1300号

4. 期 日

令和8年1月20日(火) 14時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項及び第94条の5第6項の規定違反

令和7年12月22日

関東運輸局長 藤田 礼子

公示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

日産東京販売株式会社

代表取締役 菊地 文夫

東京都品川区西五反田四丁目32番1号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

日産東京販売株式会社 八王子店

東京都八王子市大和田町五丁目5番10号

認証番号 第1-977号

指定番号 関東指第1-3982号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和 7年12月26日 から

令和 8年 1月29日 まで 35日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の6第1項及び第94条の8第1項第3号の規定違反

令和7年12月26日

関東運輸局長 藤田 礼子

公示

道路運送車両法第93条及び第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

関東いすゞ自動車株式会社

代表取締役 田中 隆夫

群馬県高崎市宮原町1番地21

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

関東いすゞ自動車株式会社 太田・大泉支店

群馬県邑楽郡大泉町仙石三丁目25番2号

認証番号 第7-1354号

指定番号 関東指第7-20号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和7年12月26日 から

令和8年 1月24日 まで 30日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和7年12月26日 から

令和8年 3月30日 まで 95日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項、同法第91条の3、同法第94条の3第1項第9号、同法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和7年12月26日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社松戸市モータースセンター
代表取締役 成田 國造
千葉県松戸市松飛台524番地の2

2. 事業場の名称、所在地、認証番号

株式会社松戸市モータースセンター
千葉県松戸市松飛台524番地の2
認証番号 第3-1618号

3. 処分の内容

(1)自動車特定整備事業の認証の取消し
取消年月日 令和7年12月26日

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条の3及び第94条の5の規定違反

令和7年12月26日

関東運輸局長 藤田 礼子